

新型インフルエンザ等対策政府行動計画概要

**政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、
発生段階に応じた総合的な対策を推進**

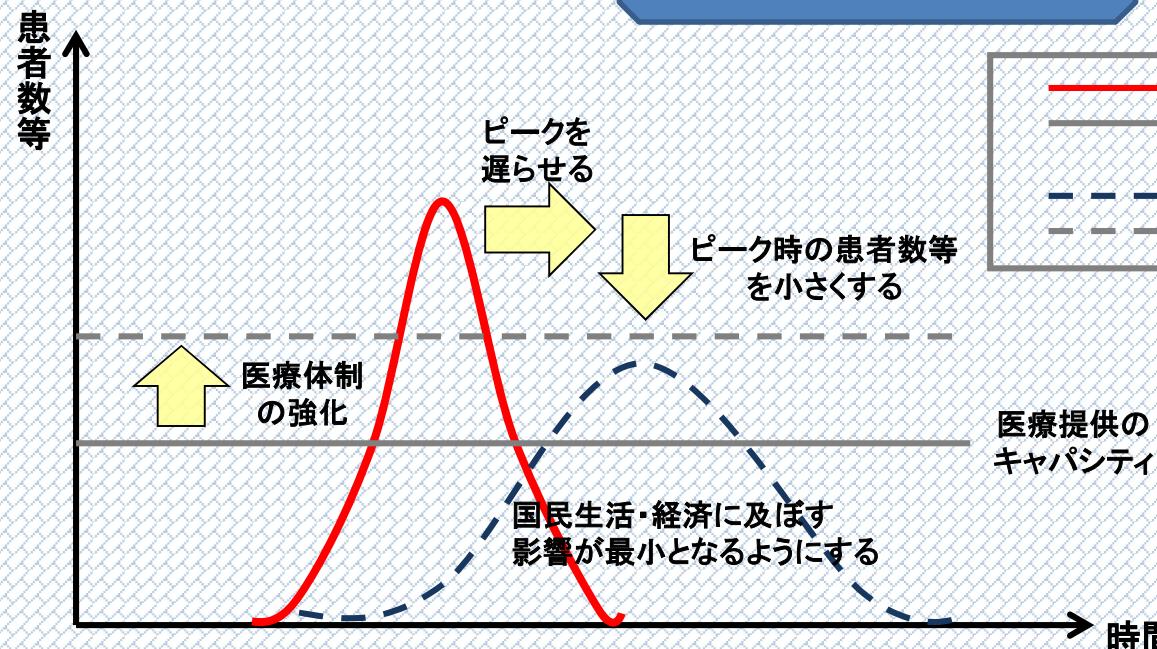
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
- ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



流行規模・被害想定

- 感染期間 約8週間
- 発病率 全人口の約25%
- 医療機関受診患者数1,300万人～2,500万人
- 死者数17万人～64万人
- 入院患者数53万人～200万人

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在のわが国の医療体制等を一切考慮していない。

発生段階ごとの対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生を遅らせる ・国内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生を遅らせる ・国内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の主眼を被害軽減に変更 ・ライフライン等の事業を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備え第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画等の作成（国、地方公共団体、指定公共機関等） ・訓練の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置（政府・都道府県） ・基本的対処方針の決定等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生の初期に必要に応じ政府現地対策本部の設置 ★必要に応じて緊急事態宣言（市町村対策本部の設置）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的対処方針の変更 ・対策の見直し等
情報収集・サーバイランス	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の情報収集 ・通常のサーバイランス等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連携による情報収集 ・国内発生に備えたサーバイランス体制の強化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等患者の全数把握 ・患者の臨床情報把握等 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 ・集団発生の把握（患者の増加に伴い全数把握は中止）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の対応に係る情報収集 ・引き続き学校等における集団発生状況の把握等
共情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症や公衆衛生に関する情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外での発生状況情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体との情報共有、国民への情報発信の強化 ・コールセンター等の充実・強化等 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供のあり方の見直し等
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの研究開発 ・ワクチンの備蓄 ・ワクチンの接種体制の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・水際対策の開始 ・ワクチンの確保 ・特定接種の準備・開始等 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の準備・開始 ・住民等に対する手洗い等の勧奨 ★不要不急の外出自粛要請 ★学校等の施設の使用制限等 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対する手洗い等の勧奨 ・住民接種の継続 ★不要不急の外出自粛要請 ★学校等の施設の使用制限等 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた住民に対する予防接種の継続等
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制の整備 ・抗インフル薬等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制整備 ・「帰国者・接触者相談センター」の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用外来における医療提供の継続 ・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導等 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 ・医療従事者に対する従事要請及び補償 ★臨時の医療施設の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等
安び国民生活及の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・指定公共機関の業務計画等の策定 ・物資等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定公共機関等の事業継続に向けた準備 ・職場における感染対策の準備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染対策の要請 ★指定公共機関は業務計画に基づき必要な措置を開始 ★緊急物資の運送等等 	<ul style="list-style-type: none"> ★生活関連物資等の価格安定 ★物資の売渡しの要請 ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資等 	<ul style="list-style-type: none"> ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資等

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

これまでの改定経緯、政府行動計画の改定等について

(これまでの改定経緯)

- 政府行動計画は、平成21年（2009年）の新型インフルエンザ（H1N1）対応の経験を経て、平成24年（2012年）に成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、平成25年（2013年）に作成された。
- その後、平成29年（2017年）に、治療薬の確保量など一部の改定が行われ、現行の政府行動計画となっている。直近の平成29年（2017年）改定以降は、政府行動計画の見直しは行われていない。

（新型コロナウイルス感染症の発生と対応）

- 令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルス感染症対応においては、同年3月に、新型コロナウイルス感染症を特措法の適用対象とし、「新型コロナウイルス感染症に対する基本的対処方針」が決定され、基本的対処方針に基づき対応が行われた。その後、本年（2023年）5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられ、特措法の適用対象ではなくなり、同基本的対処方針が廃止された。

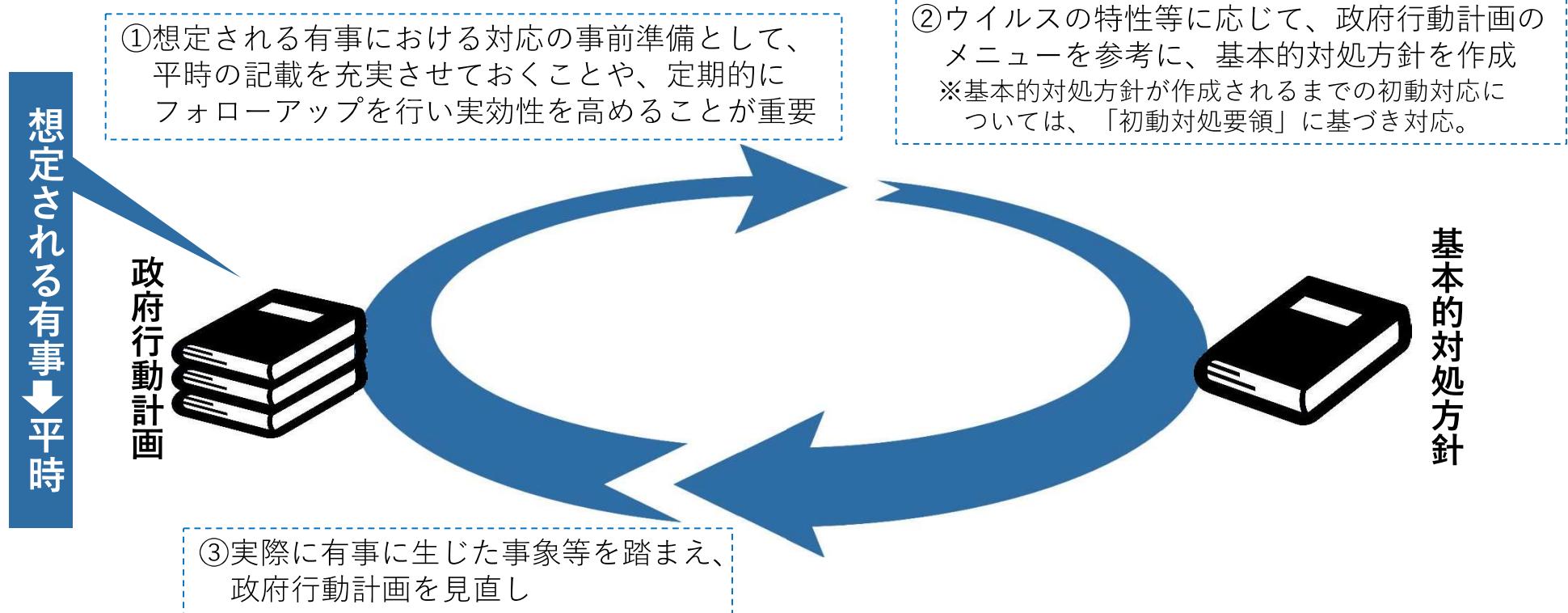
（政府行動計画の改定について）

- 次なる感染症危機への準備や対策を万全なものとする観点から、感染症に係る危機管理の対応方針の企画立案、各省の総合調整を一元的に所掌する内閣感染症危機管理統括庁において、政府行動計画の改定を行う必要がある。
- その際、
 - ①特措法が適用された今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を振り返りつつ、
 - ②平成29年（2017年）の政府行動計画の改定以降に強化された感染症対策・制度改正を反映させることを基本的な視点として、検討を進めていく必要がある。

政府行動計画と基本的対処方針の関係について

- ① 実際に政府対策本部が設置された場合（いわゆる「有事」）には基本的対処方針を策定の上対応を行うこととなるため、政府行動計画は、想定される有事において適切な対応を行うための様々な対策の選択肢（メニュー）をまとめた計画として、十分にきめ細やかな対応項目を設けるとともに、未発生期及び海外発生期における事前準備としての対策を充実させておくことが重要。
- ② 有事においては、政府行動計画の様々な対策の選択肢（メニュー）を参考に、感染症の特性や科学的知見に応じた基本的対処方針を速やかに作成。なお、同方針に記載する対策は、政府行動計画に記載されたメニューに限られるものではない。
- ③ 政府対策本部の廃止後、実際に有事に生じた事象や基本的対処方針に基づき講じた対策を十分に振り返った上で、次の有事に備え、政府行動計画を見直し、平時における準備を整理・拡充していくことが重要。

（イメージ）



新型コロナ対応等における3つの主な課題

(1) 平時の備えの不足

- ・主に新型インフルエンザを想定した計画
 - ・検査体制や医療提供体制の立上げ
 - ・都道府県等との連携の課題
- など

(2) 変化する状況への対応の課題

- ・変異等による複数の波への対応と長期化
 - ・対策の切り替えのタイミング
 - ・社会経済活動とのバランス
- など

(3) 情報発信の課題

- ・可能な限り科学的根拠に基づく情報発信
- ・行動制限を伴う対策の意図などの伝達
- ・感染症に係る差別・偏見等の発生 など

感染症危機に対し強靭な社会の構築に向けた3つの目標

(1) 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり

～平時の備えの充実と訓練による迅速な初動体制の確立～
～情報収集・共有・分析の基盤となるDXの推進～

- ・平時からの備えの充実、備えの維持
- ・有事における迅速な初動体制の構築
- ・訓練を通じた不断の点検・改善

- ・国と地方自治体、行政と医療機関との間の情報収集・共有・分析の基盤となるDXの推進、人材育成
- など対応能力の強化

(2) 国民生活・社会経済活動への影響の軽減～バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有～

- ・情報提供・共有による国民の理解の増進等
- ・国民生活や社会経済活動への影響の軽減

- ・身体、精神、社会的に健康であることの確保

(3) 基本的人権の尊重～行動制限を最小限にしつつ差別・偏見を防ぐ～

- ・必要最小限の行動制限
- ・感染症についての差別・偏見の防止

- ・患者や家族、医療関係者の安心の確保
- ・社会的弱者への配慮

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」のポイント②

政府行動計画の改定の4つの基本的な考え方（総論）

①平時の備えの整理・拡充

- ・初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
- ・国民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検・改善
- ・医療提供体制、検査体制、ワクチン・診断薬・治療薬などの研究開発体制、リスクコミュニケーションなどの備え
- ・DXの推進や人材育成、国と地方自治体の連携等複数の対策項目に共通する横断的な視点を位置づけ

③感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

- ・可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切り替え
- ・医療提供体制と国民生活・社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置
- ・状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え
- ・対策項目ごとの時期区分
- ・国民の理解・協力を得るための情報発信・共有

感染症危機管理能力を高めるポイント

国立健康危機管理研究機構※に期待される役割

- ・地方衛生研究所等や諸外国とのネットワークを活用した情報収集に基づくリスク評価
- ・科学的知見の迅速な提供、対策の助言、情報発信・共有
- ・研究開発、臨床研究等のネットワークのハブの役割
- ・人材育成や国際連携

※令和7年度以降に設置予定

②有事のシナリオの再整理

- ・過去の経験を前提としない幅広い感染症危機を想定したシナリオ
- ・病原体の特性や感染状況等に基づくリスク評価に基づく対策
- ・予防・事前準備の計画と発生後の対応の計画による構成

④対策項目の拡充

・対策項目の13項目への拡充と5つの横断的視点

①実施体制	⑦ワクチン	(横断的視点)
②サーバイランス	⑧医療	I 人材育成
③情報収集・分析	⑨治療薬・治療法	II 地方等との連携
④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	⑩検査	III DXの推進
⑤水際対策	⑪保健	IV 研究開発支援
⑥まん延防止	⑫物資	V 国際連携
	⑬国民生活・経済	※新設項目に下線

政府行動計画等の実効性確保

- ・EBPMの考え方に基づく政策の推進
- ・次の感染症危機への備えの機運の維持
- ・多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- ・定期的なフォローアップと必要な見直し
- ・都道府県・市町村行動計画等の改定
- ・都道府県や市町村の実効性確保のための取組
- ・地方自治体等の好事例の全国的な展開

対策の主要項目の方向性（各論）

①実施体制

- ・感染症危機管理に関わる国、地方自治体、研究機関、医療機関、国際機関等の多様な主体の相互連携
- ・訓練、教育、研修等を通じた人材育成

②サーベイランス ③情報収集・分析

- ・サーベイランス等を通じて得るべき情報の整理
- ・システムによる効率化等を含めたDXの推進

④情報提供・共有、リスコミ

- ・平時のリスコミ体制の準備・検討
- ・科学的根拠に基づいた正確な情報の迅速かつ分かりやすい提供・共有
- ・エビデンスが十分でない時期における国民の適切な理解に資する説明

⑤水際対策

- ・感染症の特徴や海外の感染状況等を踏まえた迅速かつ柔軟な水際対策
- ・「初動対処の具体的な対応」の円滑な実施のための平時の準備

⑥まん延防止

- ・限りある医療提供体制と国民生活や事業活動等の社会経済を考慮した適時適切な感染拡大防止措置
- ・リスク評価に応じた柔軟かつ機動的な対策の切り替え

⑦ワクチン

- ・平時からの準備や研究開発の推進
- ・有事における開発から接種等までの各段階の取組の強化

⑧医療

- ・予防計画や医療計画に基づく平時からの医療提供体制の確保
- ・平時における医療機関等における訓練や連携強化

⑨治療薬・治療法

- ・平時からの治療薬・治療法の研究体制等の整備
- ・有事における開発から投与までの各段階の課題の解決

⑩検査

- ・予防計画等を踏まえた検査機器や人材等の体制維持や研究開発の推進
- ・有事における検査機器や検査薬等の研究開発から流通までの支援

⑪保健

- ・予防計画等に基づく人材の確保・育成、都道府県や保健所設置市等の関係機関との連携、業務効率化等の平時の準備の推進

⑫物資

- ・平時からの計画的な物資の備蓄、国内の需給状況の把握、生産体制の整備等の推進

⑬国民生活・国民経済

- ・感染症から国民の生命・健康を守りつつ、社会経済活動を維持するための必要な支援・対策の検討
- ・生活基盤が脆弱な方への支援

横断的な 5 つの視点

年明け以降、これらの視点も踏まえて各論の検討を進める。

I. 人材育成

- 専門家養成コース等の活用による専門性の高い人材の育成
- より幅広い人材を対象とした訓練・研修による感染症危機管理に関わる人材の裾野を広げる取組

II. 国と地方自治体等との連携

- 感染症に関するデータや情報の円滑な共有・分析等のための平時における国と地方自治体等の連携体制・ネットワークの構築

III. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 国と地方自治体、行政と医療機関との間の情報収集・共有・分析の基盤
- 保健所や医療機関等の事務負担軽減による対応能力の強化
- 臨床情報の研究開発への活用

IV. 研究開発への支援

- 感染症危機への対応能力強化のためのワクチン・診断薬・治療薬の迅速な開発に向けた支援
- 疫学・臨床情報等の活用のための連携・ネットワーク構築の推進

V. 國際的な連携

- WHOをはじめとする国際機関との連携や諸外国の研究機関等との連携
- こうした連携を通じた発生動向の把握や機動的な水際対策の実施、研究開発への活用